

阿智村賃貸住宅建設支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内に賃貸住宅を建設する個人又は法人に対して、賃貸住宅建設支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、賃貸住宅の建設を促進し、村内への定住を図ることを目的とする。

(対象住宅)

第2条 この要綱において賃貸住宅とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1棟4戸以上の新築であるもの
- (2) 1棟の全ての戸において賃貸契約を締結するもの
- (3) 1戸ごとに18平方メートル以上の居住専用床面積があるもの
- (4) 1戸ごとに上水道、下水道（農業集落排水施設又は浄化槽を含む。）、玄関、水洗トイレ、浴室、台所が設けられているもの
- (5) 地元の同意を得た建設工事であること。
- (6) 次に掲げる建築物ではないこと。
 - ア 公共事業等による移転補償を受けて建設するもの
 - イ 臨時的に建設するもの
 - ウ 組立式仮設住宅

(支援金対象者)

第3条 この要綱において支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、村内に賃貸住宅を新築する個人又は法人で、次の各号に掲げる全ての要件を備えているものとする。

- (1) 本人又は同居の親族（法人にあってはその法人）に、市区町村に納付又は納入すべき税、使用料及び負担金に未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、床面積ごとに次の表の基本額に戸数を乗じた額の合計額と上限額を比較して、いずれか低い方の額とする。

1戸ごとの居住専用床面積	1戸に対する支援金基本額	上限額
18平方メートル以上	30万円	本体工事費の10分の

20平方メートル未満		1
20平方メートル以上 25平方メートル未満	40万円	
25平方メートル以上	50万円	

2 前項の支援金基本額は、賃貸住宅を村内事業者との請負契約により建築工事を施工した場合、又は、建築に係る2業種以上で村内事業者が工事を施工し、その工事費が本体工事費の10分の1以上かつ1業種につき30万円以上の場合、1戸につき10万円加算する。

(支援金の認定申請)

第5条 対象者は、賃貸住宅の建設に着手する前にあらかじめ、賃貸住宅建設支援金交付認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 基本計画書(様式第2号)
- (2) 建設工事の見積書の写し
- (3) 建設場所の位置図
- (4) 建物平面図
- (5) 工事着工前の現況写真
- (6) 宣誓書(様式第3号)
- (7) 地元の同意書

(認定及び内定の通知)

第6条 村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、賃貸住宅建設支援金交付認定及び内定通知書(様式第4号)により対象者に通知するものとする。

2 村長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

(変更・中止の承認申請)

第7条 支援金交付認定及び内定の通知を受けた者(以下「交付認定者」という。)が、認定申請書の内容を変更しようとするときは、賃貸住宅建設支援金変更・中止承認申請書(様式第5号)にその内容が確認できる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の変更・中止申請を承認したときは、賃貸住宅建設支援金変更・中止承認決定通知書(様式第6号)により交付認定者に通知するものとする。

(支援金の交付申請)

第8条 交付認定者は、事業完了後速やかに、賃貸住宅建設支援金交付申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事請負契約書の写し
- (2) 建設工事代金領収書の写し
- (3) 建物登記簿謄本の写し
- (4) 建物平面図
- (5) 完成後の写真（設備・外観）
- (6) 交付認定者が個人であるときは、世帯全員の記載のある住民票の写し及び世帯全員の納税証明書
- (7) 交付認定者が法人であるときは、法人の登記簿及び法人の納税証明書（支援金交付の決定）

第9条 村長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定し、賃貸住宅建設支援金交付決定（却下）及び額の確定通知書（様式第8号）により交付認定者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第10条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」とする。）は、賃貸住宅建設支援金請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第11条 交付決定者又は対象住宅が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、当該各号に定めるところにより支援金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき、支援金の全額を返還しなければならない。
- (2) 支援金の交付内容又はこれに付した条件に違反したときは、支援金の全額を返還しなければならない。
- (3) 交付決定日から10年未満の間に当該賃貸住宅を財産処分又は住居以外の用途に変更したと認められるときは、次の表により算出した金額（算出した金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を返還しなければならない。

交付決定日からの年数	返還額
1年未満	支援金の額の100分の100
1年以上2年未満	支援金の額の100分の90
2年以上3年未満	支援金の額の100分の80
3年以上4年未満	支援金の額の100分の70
4年以上5年未満	支援金の額の100分の60

5年以上6年未満	支援金の額の100分の50
6年以上7年未満	支援金の額の100分の40
7年以上8年未満	支援金の額の100分の30
8年以上9年未満	支援金の額の100分の20
9年以上10年未満	支援金の額の100分の10

2 支援金の返還請求を受けた者は、当該請求額を村長が定める期限までに返還しなければならない。

(支援金の返還に係る承諾書)

第12条 交付決定者は、支援金の交付を受けるに当たり、第10条の規定による支援金請求書の提出時に、連帯保証人2名の連署する賃貸住宅建設支援金の返還に係る承諾書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 村長は、特別な事情があると認める者に対しては、前項の承諾書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(地位の承継)

第13条 交付決定者が、交付決定日から起算して10年未満の間に、次の各号のいずれかに該当し、当該各号に規定する者(以下「承継者」という。)に地位を承継する必要が生じた場合については、当該承継者は賃貸住宅建設支援金交付決定者の地位承継届(様式第11号)により、その承認を届け出なければならない。

(1) 個人が死亡した場合は、その相続人

(2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人

2 村長は前項の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、地位承継承認通知書(様式第12号)により承継者に通知するものとする。

(住民登録及び自治会等加入の督励)

第14条 交付決定者は、当該住宅に入居する者に対して、本村に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録及び、当該住宅の所在地の地域活動へ参加するよう指導しなければならない。

(報告等)

第15条 村長は、交付決定者に対し、賃貸住宅の入居状況等について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、第11条及び第13条から第15条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

賃貸住宅建設支援金交付認定申請書

年 月 日

阿智村長様

（申請者）

（〒 ）

住所

氏名又は法人名

印

電話番号（ - - ）

賃貸住宅建設支援金交付要綱第5条の規定に基づき、賃貸住宅建設支援金交付の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 支援金交付認定申請物件の概要

建設場所：阿智村

規模：棟戸

2. 支援金交付申請額

, 0 0 0 円

3. 添付書類

- 基本計画書(様式第2号)
- 建設工事の見積書の写し
- 建設場所の位置図
- 建物平面図
- 工事着工前の現況写真
- 宣誓書(様式第3号)
- 地元の同意書

【支援金交付要件等抜粋（賃貸住宅建設支援金交付要綱第3条、第11条、第14条関係）】

- ・1棟4戸以上の新築の賃貸住宅であること。（臨時的な賃貸住宅、組立式仮設住宅を除く。）
- ・1戸ごとに18平方メートル以上の居住専用床面積があること。
- ・1戸ごとに上水道、下水道(農業集落排水施設又は浄化槽を含む。)、玄関、トイレ、浴室、台所があること。
- ・公共事業等による移転補償を受けて建設するものでないこと。
- ・交付決定者は、入居する方に対し、阿智村に住民登録し、地域活動に参加するよう指導すること。
- ・交付条件等に違反した場合は、支援金の返還をしていただきます。

様式第2号 (第5条関係)

基本計画書

1	建設場所の所在地	阿智村	
2	敷地所有者		
3	建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 (造)	
4	建物の面積	建築面積:	㎡ / 延べ床面積 ㎡
5	建物の規模	<input type="checkbox"/> 1LDK <input type="checkbox"/> 2LDK <input type="checkbox"/> 3LDK <input type="checkbox"/> その他()	
6	1戸当たり床面積	㎡	
7	建設棟数・戸数	棟	戸
8	家賃等予定額	家賃	円
		管理費	円
9	概算建設工事費 (本体工事費)	円	※村内事業者の内訳は裏面に記載すること
10	着工予定年月日	年	月 日
11	完成予定年月日	年	月 日
12	入居募集予定年月日	年	月 日
13	入居開始予定年月日	年	月 日
14	建築主体工事施工事業者	住所 名称 代表者名	
15	支援金交付申請予定額	円	※裏面計算表
16	資金計画	支援金	円
		借入金	円
		自己資金	円
		その他	円

表面9関係 村内事業者内訳記載欄

	村内	業種	工事費	円
--	----	----	-----	---

村内事業者施工業種及び工事費 ※以下のいずれかに該当する場合は 1戸につき支援金基本額に10万円加算 ・請負契約 ・建築に係る施工で、2業種以上で本体 工事費10分の1以上かつ30万円以上	事業者名	業種	工事費	円
	村内事業者名	業種	工事費	円
	村内事業者名	業種	工事費	円
	村内事業者名	業種	工事費	円
	村内事業者名	業種	工事費	円
村内事業者工事費合計額	円 (本体工事費における割合 %)			

表面15関係 支援金交付申請予定額計算表

概算建設工事費 (本体工事費)		円	→	概算建築工事費の10分の1 円・・・①
1,000円未満切り捨て				
規模別 支援金 基本額	18平方メートル以上 20平方メートル未満	戸 × 30 万円 =		円
	20平方メートル以上 25平方メートル未満	戸 × 40 万円 =		円
	25平方メートル以上	戸 × 50 万円 =		円
	村内事業者加算	戸 × 10 万円 =		円
	合計額			
支援金交付予定額		円	(①と②のいずれか低い方)	

様式第3号（第5条関係）

宣誓書

阿智村長様

私は、下記に該当することを宣誓します。

記

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと
- ・ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと

年 月 日

（宣誓者）

（〒 ）

住 所

氏名又は法人名

⑩

電話番号（ - - ）

様式第4号（第6条関係）

阿協第 号
年 月 日

様

阿智村長 熊谷 秀樹 印

賃貸住宅建設支援金交付認定及び内定通知書

年 月 日 付で申請のあった賃貸住宅建設支援金について、下記のとおり
交付することを認定及び内定したので通知します。

記

1. 支援金交付認定物件

建 築 場 所：阿智村

規 模：棟 戸

2. 支援金交付認定及び内定額

, 0 0 0 円

3. 交付の条件等

- (1) 申請者は、賃貸住宅建設支援金交付要綱に従うこと。
- (2) 事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、速やかに村長に賃貸住宅建設支援金変更・中止承認申請書(様式第5号)を提出すること。
- (3) 事業完了後速やかに、賃貸住宅建設支援金交付申請書(様式第7号)に必要書類を添えて村長に提出すること。
- (4) 当該賃貸住宅に入居する方に対し、阿智村に住民登録し、地域活動に参加するよう指導すること。

様式第5号（第7条関係）

賃貸住宅建設支援金変更・中止承認申請書

年 月 日

阿智村長様

(交付認定者)

(〒)

住 所

氏名又は法人名

Ⓜ

電話番号 (- -)

年 月 日付 阿協第 号で交付認定及び内定のあった支援金
について、下記のとおり認定申請書の内容を 変更・中止 したいので、賃貸住宅建設支援金交付
要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 支援金交付認定物件

建設場所：阿智村

規模：棟 戸

2. 変更・中止の理由

3. 変更の内容

4. 変更後の支援金交付申請額

, 0 0 0 円 (変更前の額 , 0 0 0 円)

5. 添付書類

様式第6号（第7条関係）

阿協第 号
年 月 日

様

阿智村長 熊谷 秀樹 印

賃貸住宅建設支援金交付変更・中止承認決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった賃貸住宅建設支援金の 変更・中止 について
下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 支援金交付認定物件

建 築 場 所： 阿智村

規 模： 棟 戸

2. 承認の内容

変更 ・ 中止

3. 変更後の交付認定及び内定額

, 0 0 0 円 （変更前の額 , 0 0 0 円 ）

4. 交付の条件等

- (1) 申請者は、賃貸住宅建設支援金交付要綱に従うこと。
- (2) 事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、速やかに村長に賃貸住宅建設支援金変更・中止承認申請書(様式第5号)を提出すること。
- (3) 事業完了後速やかに、賃貸住宅建設支援金交付申請書(様式第7号)に必要書類を添えて村長に提出すること。
- (4) 当該賃貸住宅に入居する方に対し、阿智村に住民登録し、地域活動に参加するよう指導すること。

様式第7号（第8条関係）

賃貸住宅建設支援金交付申請書

年 月 日

阿智村長様

(交付認定者)

(〒)

住所

氏名又は法人名

印

電話番号 (- -)

下記のとおり賃貸住宅建設支援金の交付を受けたいので、賃貸住宅建設支援金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 支援金交付認定物件

建設場所：阿智村

規模：棟戸

2. 支援金交付認定及び内定通知書の年月日及び通知書番号

年 月 日 阿協第 号

3. 支援金変更承認決定通知書の年月日及び通知書番号

年 月 日 阿協第 号

4. 支援金交付申請額

, 0 0 0 円

5. 添付書類

- 建設工事請負契約書の写し
- 建設工事代金領収書の写し
- 建物登記簿謄本の写し
- 建物平面図
- 完成後の写真(設備・外観等)

交付認定者	個人	<input type="checkbox"/> 世帯全員の記載のある住民票
	法人	<input type="checkbox"/> 世帯全員の納税証明書
		<input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本
		<input type="checkbox"/> 法人の納税証明書

※証明書等は発行から3か月以内のもの

様

阿智村長 熊谷 秀樹 ㊞

賃貸住宅建設支援金交付決定(却下)及び額の確定通知書

年 月 日 付けで申請のあった賃貸住宅建設支援金の交付申請について
下記のとおり交付（却下）することを決定したので通知します。

記

1. 支援金交付認定物件

建 築 場 所： 阿智村

規 模： 棟 戸

2. 支援金交付決定(確定)額

, 0 0 0 円

3. 交付の条件等

- (1) 交付決定者は、賃貸住宅建設支援金交付要綱に従うこと。
- (2) 交付決定者又は対象住宅が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した支援金の返還を求める場合があります。
 - ① 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
 - ② 支援金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ③ 交付決定日から10年未満の間に当該賃貸住宅を財産処分又は住居以外の用途に変更したと認められたとき。これらの場合、支援金交付認定者は遅滞なく村長にその旨を届け出ること。
- (3) 交付決定者は、入居する方に対し、阿智村に住民登録し、地域活動に参加するよう指導すること。

3. (却下) 不交付理由

様式第9号 (第10条関係)

賃貸住宅建設支援金請求書

年 月 日

阿智村長様

(交付認定者)

(〒)

住所

氏名又は法人名

印

電話番号 (- -)

年 月 日付 阿協第 号で交付決定及び額の確定のあった
賃貸住宅建設支援金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 , 0 0 0 円

2. 振込先

金融機関名	みなみ信州農業協同組合 長野 銀行
	飯田信用金庫 ゆうちよ銀行
	八十二銀行 その他() 支所・支店
ゆうちょ銀行以外の金融機関	
預貯金の種類(該当に○)	口座番号(右づめ)
普通・当座・その他	
ゆうちょ銀行	
通帳記号	通帳番号(右づめ)
フリガナ	
口座名義人	

3. 添付書類

賃貸住宅建設支援金の返還に係る承諾書(様式第10号)

様式第10号（第12条関係）

賃貸住宅建設支援金の返還に係る承諾書

年 月 日

阿智村長様

賃貸住宅建設支援金の交付を受けるに当たり、賃貸住宅建設支援金交付要綱を遵守し、支援金の返還に係る義務について連帯してその履行の責めを負います。

賃貸住宅建設支援金 対象物件		建設場所	阿智村	
		規模	棟戸	
支援金交付決定額		, 0 0 0 円		
交付決定者	住所	(〒)		
	氏フリガナ名	氏	印	生年月日 年 月 日
	電話番号	(- -)		
連帯保証人	住所	(〒)		
	氏フリガナ名	氏	印	生年月日 年 月 日
	電話番号	(- -)	交付決定者との続柄	
連帯保証人	住所	(〒)		
	氏フリガナ名	氏	印	生年月日 年 月 日
	電話番号	(- -)	交付決定者との続柄	

添付書類

- ・交付決定者及び連帯保証人の印鑑証明書(発効後3か月以内のもの)各1通

備考

- ・支援金の返還については、裏面記載の交付要綱(抜粋)を参照してください。

○賃貸住宅建設支援金交付要綱(抜粋)

(支援金の返還)

第11条 交付決定者又は対象住宅が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、当該各号に定めるところにより支援金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の全額を返還しなければならない。
- (2) 支援金の交付内容又はこれに付した条件に違反したときは、支援金の全額を返還しなければならない。
- (3) 交付決定日から10年未満の間に当該賃貸住宅を財産処分又は他の用途に変更したと認められるときは、次の表により算出した金額（算出した金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を返還しなければならない。

交付決定日からの年数	返 還 額
1年 未満	支援金額の100分の 100
1年 以上 2年 未満	支援金額の100分の 90
2年 以上 3年 未満	支援金額の100分の 80
3年 以上 4年 未満	支援金額の100分の 70
4年 以上 5年 未満	支援金額の100分の 60
5年 以上 6年 未満	支援金額の100分の 50
6年 以上 7年 未満	支援金額の100分の 40
7年 以上 8年 未満	支援金額の100分の 30
8年 以上 9年 未満	支援金額の100分の 20
9年 以上 10年 未満	支援金額の100分の 10

- 2 支援金の返還請求を受けた者は、当該請求額を村長が定める期限までに返還しなければならない。

様式第11号（第13条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

阿 智 村 長 様

（承継者）

（〒 ）

住 所

氏名又は法人名

⑨

電 話 番 号 （ - - ）

支援金対象住宅の地位を継承したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、地位を承継するに当たり、次の事項について誓約いたします。

記

1. 承継前の支援金交付対象者の住所及び氏名等

（〒 ）

住所

氏名又は法人名

2. 承継年月日

年 月 日

3. 承継の理由

4. 添付書類

承 継 者	個	<input type="checkbox"/>	世帯全員の記載のある住民票
	人	<input type="checkbox"/>	世帯全員の納税証明書
	法	<input type="checkbox"/>	法人の登記簿謄本
	人	<input type="checkbox"/>	法人の納税証明書

4. 誓約事項

私（法人である場合は当該法人の役員及び職員）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び、破壊活動防止法に規定する暴力主義的活動を行う団体等に所属する者ではありません。

様式第12号（第13条関係）

阿協第 号
年 月 日

様

阿智村長 熊谷 秀樹 印

地位承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金対象住宅の地位継承について、
下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 承継前の支援金交付対象者の住所及び氏名等

(〒)

住所

氏名又は法人名

2. 承継年月日

年 月 日

3. 承継者

(〒)

住所

氏名又は法人名